

平成30年度 学校いじめ防止基本方針

平成30年4月1日（6月20日一部改訂）

奥出雲町立仁多中学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。島根県いじめ防止基本方針にあるように、「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」、「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかななければならない。教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを繰り返して伝えることが大切である。

本校では、家庭、地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生した場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、仁多中学校いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者・地域への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。また、いじめ防止においては、保護者・地域の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対して、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行っていく。

4 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

○いじめ防止対策委員会

＜構成員＞ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、人権・同和教育主任
養護教諭

5 いじめの未然防止の具体的な取組

いじめを防止するには、すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、生徒一人一

人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) 生徒が学びがいと楽しさを感じながら展開する授業のプランニング
 - 本時の「めあて」を示すとともに、効果的な「振り返り」を行う
 - 学習に興味、関心が高まるよう効果的な教材を開発する
 - 効果的なグループ活動による展開を実施し、生徒の主体的な学びを促す
 - 意見を発表し合い、学び合う場面を設定する（言語活動の充実）
- (2) 学習規律の徹底（基礎的・基本的な知識・技能を習得させる取組）
 - チャイム着席をする
 - 始業終業時の立礼をする
 - TT、学習支援員による指導形態を工夫する
 - “自学ノート”を活用することで、家庭学習の定着を図る
- (3) 人権・同和教育、道徳教育の充実
 - 「いじめは決して許されない」ということを繰り返し伝える
 - 全教育活動を通じた人権・同和教育、道徳教育の充実を図る
 - 人権集会を実施し、人権意識の高揚を図る
- (4) 心豊かな集団づくり
 - 諸活動において班活動を重視し、協力したり、責任を持たせたりする
 - 話し合い活動、学級会活動を充実する
- (5) ふるさと教育の充実
 - 総合的な学習の時間を使い、各学年ごとに系統的な学習を実施する
 - 地域の素材を道徳の資料として取り上げ、地域について理解を深める
 - 地域の伝統行事に積極的に参加する（地区運動会、地区文化祭への協力）
- (6) 生徒会活動の充実
 - 学校行事（体育祭、文化祭、3年生を送る会）等を主体的に運営する
 - 日常の委員会活動を充実する
- (7) 基本的生活習慣の確立
 - メディアと適切に接する
 - インターネット、SNS等を適切に使用する

6 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、生徒のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種アンケート調査を併用する。なお、調査結果等を行った際は、分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

- (1) 全クラス朝終礼時や授業中などの観察
 - 朝の健康観察の際の表情、声かけ
 - 授業中の取組の様子
 - 生活ノート「あゆみ」による状況把握
 - 保健室における相談等
- (2) 個人面談（教育相談）の実施
 - 教育相談週間の設定（5月、11月）
- (3) 生活振り返りアンケートの実施

- 月初めに実施（毎月）
- (4) 生活実態アンケートの実施
 - 各学期1回実施（4月、10月、1月）
- (5) Q U調査による学級集団状況調査
 - 年間2回実施（6月、11月）
- (6) 家庭との連携
 - 家庭訪問
 - 保護者からの情報提供

7 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ問題対策委員会（後述）」が中心となり、事実関係の把握、被害生徒のケアや加害生徒の指導など、問題の解消までを行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、奥出雲町教育委員会と連携を図り、三成広域交番と相談して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。

○いじめ問題対策委員会

<校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任
学級担任、人権・同和教育主任、養護教諭

<校外構成員> スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

(1) いじめ発生を確認した際の対応・・・別紙

※H24年3月島根県教育委員会作成「いじめ問題対応の手引き」P28～ 第4章「いじめへの対応」に準じる

(2) いじめ対応の留意点

- ①いじめを発見した場合は、まず、被害生徒の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ問題対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害生徒のケア、加害生徒等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめられた生徒のケアは、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害生徒ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。
- ⑥校長は、生徒がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該生徒に対して懲戒を加える。
- ⑦いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる生徒の育成をめざしたものとす。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

次のいずれかに該当する事案が発生した場合は、法第28条第1項に規定する「重大事態」としてすみやかに対処する。

- ①いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ③生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態の報告

学校は、すみやかに奥出雲町教育委員会に報告する。調査主体を学校とするか、奥出雲町教育委員会とするかを協議する。

(3) 事実関係を明確にする調査の実施

教育委員会が調査主体を学校とした場合は、学校に設置している「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、当該重大事態の状況に応じて専門家を加えてすみやかに調査を実施する。

(別紙)

いじめ発生を確認した際の対応図

